

V【その他】

(1)【質問】 アルバイト先で源泉徴収票を出さない企業もあるが、いいのか。出してもらうのに郵送代の負担、また2週間以上の勤務時間や名前、住所等を書かなければならないと言われた。

【回答】 源泉徴収票は所得税法第226条の規定により、「給与所得の源泉徴収票」・「退職所得の源泉徴収票」を、それぞれ給与・退職手当の支払をする者が2通作成し、1通は税務署へ提出し、1通は支払を受ける者に交付する義務があります。交付時期は、給与の支払いをした翌年の1月31日までに(年の中途の退職者については、退職日から1か月以内)交付しなければならないことになっています。

郵送代については、特段決まりはありませんので、どちらが負担するかは、当事者同士の話し合いになります。

なお、源泉徴収票については、税務署が所管しますが、「2週間以上の勤務時間や名前、住所等を書かなければならないと言われた。」という質問については当方ではよくわかりませんので、最寄りの税務署にお尋ねください。

(2)【質問】 給与明細はWeb明細と言われたが、毎月掲載されていれば問題はないのか。紙を希望したが断られた。

【回答】 所得税法第231条第1項で、給与を支払う者は給与を受ける者に支払明細書を交付しなければならないことになっており、第2項において、交付を受ける者が承諾すれば、電子情報で交付することもできるとされていますが、書面での交付を請求したのであれば、書面で交付しなければならないことになっています。

したがって、紙を希望して断られたのであれば違反の可能性があります。給与明細については、税務署が所管しますので、具体的に指導を求めたい場合は、最寄りの税務署にご相談ください。

(3)【質問】 以前、アルバイト先に給与明細書をもらえるか聞いたが無理だと言われた。

【回答】 所得税法に、「給与を支払う者は給与を受ける者に支払明細書を交付しなければならない」という規定がありますので(第231条第1項)、給与明細書の交付は受けられます。

なお、明細書を交付する時期については、所得税法施行規則第100条第1項において、給与の「支払いの際」に、その支払いを受ける者に交付しなければならないとされています。

(4)【質問】 (労働局の採用について)人物試験とは具体的にどのようなことか。

【回答】 人柄、対人的能力などについての個別面接となります。

(5)【質問】 (労働局の採用について)労働局間の異動は、同一県内ということも可能か。

【回答】 労働局間の異動は、必須条件です。原則として、入省後、本人が定着を希望する労働局(定着局)に2年間配置され、その後、ブロック内の他の労働局を2局4年間経験し、概ね7年目以降は定着局に配置されることとなります。